

入札時の注意点

必ずお読みください。

- 入札時に入札書ごとに、入札書とともに、暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」を提出する必要があります。
 - また、上記陳述書の「陳述」欄「自己の計算において・・・ありません。」ののチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。
 - 上記陳述書（にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は、入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
-
- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
 - 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

◆ 旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は、旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月 5日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月 26日から 令和 8年 7月 3日まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月 7日 午前10時00分 場 所 旭川地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 27日 午前 9時50分 場 所 旭川地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月 8日から 令和 8年 7月 15日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月 5日から当庁競売係書記官室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 紋別郡雄武町字雄武 |
| | 地 番 | 602番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 225.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 紋別郡雄武町字雄武 |
| | 地 番 | 603番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 24.50平方メートル |
| 3 | 所 在 | 紋別郡雄武町字雄武 602番地3、603番地2 |
| | 家屋 番号 | 602番3 |
| | 種 類 | 店舗・居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 134.15平方メートル
2階 134.15平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 4月27日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1～3】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～3】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイルとして備え付けられています。

（このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。）



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 紋別郡雄武町字雄武 |
| | 地 番 | 602番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 225.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 紋別郡雄武町字雄武 |
| | 地 番 | 603番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 24.50平方メートル |
| 3 | 所 在 | 紋別郡雄武町字雄武 602番地3、603番地2 |
| | 家屋 番号 | 602番3 |
| | 種 類 | 店舗・居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 134.15平方メートル
2階 134.15平方メートル |



令和7年（ケ）第2001号

令和8年2月16日受理

令和8年3月19日提出

現況調査報告書

旭川地方裁判所

執行官 古 杉 憲 一

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 紋別郡雄武町字雄武 |
| | 地 番 | 602番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 225.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 紋別郡雄武町字雄武 |
| | 地 番 | 603番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 24.50平方メートル |
| 3 | 所 在 | 紋別郡雄武町字雄武 602番地3、603番地2 |
| | 家屋 番号 | 602番3 |
| | 種 類 | 店舗・居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 134.15平方メートル
2階 134.15平方メートル |



その他の事項

- 1 積雪で本件各土地に境界標を確認することはできなかつたため、公図等を基に実地において概測を行ったところ、本件各土地はほぼ同図等のおおりに思われるが、正確には測量を要する。
- 2 本件各土地は概ね平坦であり、本件建物の敷地として利用されている。
- 3 本件各土地は略北東側で接面する町道と概ね等高であるが、略南西側隣接地とは高低差があり、同地が若干高くなっているが、積雪のため詳細は不明である。
- 4 本件各土地は略北東側一帯にアスファルト舗装が施されている。また、物件1の土地の略南西側にはスチール製仮設物置(約14.58平方メートル)が存在するが、シャッターが一部損傷している。
- 5 本件建物には以下の損傷、劣化、汚損等が存在する。
 - (1) 2階洋室1の略南西側窓付近の壁クロスの亀裂
 - (2) 2階洋室2の出窓部分の劣化、カビによる窓枠の汚損、壁クロスの剥離及び損傷
- 6 本件建物には上記のほか、全体として経年相当の劣化は存在するものと思われる。
- 7 本件建物は現在空き家状態であるため、2階居間に敷設されている床暖房を含む設備稼働の可否については不明である。また、本調査時点で2階居間含む各部屋に家具等が大量に残置されている。
- 8 上記の他「関係人の陳述等」のおおりに

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣居住者	1 本件建物が空き家になったのは、令和4年の5月頃だと思います。

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R8年2月24日(火) 12:20-12:30	紋別ひまわり基金法律事務所(紋別市本町4丁目)	相続財産清算人Cから本件建物の鍵を受領
R8年2月24日(火) 14:15-15:00	物件所在地	物件確認、写真撮影、上記鍵と本件建物の鍵の照合
R8年2月24日(火) 15:10-15:20	雄武町役場	税務関係資料交付申請書提出
R8年2月25日(水) 9:45-10:00	雄武町役場	上記資料受領
R8年3月12日(木) 15:00-15:40	物件所在地	現況調査準備(除雪)
R8年3月13日(金) 9:50-11:00	物件所在地	立入調査、写真撮影、立会人B立会、近隣居住者から事情聴取
R8年3月13日(金) 12:30-12:40	紋別ひまわり基金法律事務所(紋別市本町4丁目)	相続財産清算人Cに本件建物の鍵を返還
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年3月13日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち合わせ、当職があらかじめ相続財産清算人Cから借りていた鍵で解錠して建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

《土地建物位置関係図(概略)》

縮尺

約1:100

幅員9m舗装町道「中通り」

アスファルト舗装

物件1(土地)
602-3

凡例

物件1・2(土地)



物件3(建物)



0.85

3.58

1.0

602-2

25.00

物件3(建物)
家屋番号
602-3

16.58

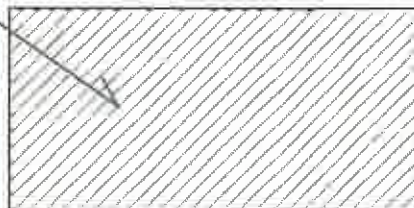
25.00

603-1

物件2(土地)
603-2

0.79

スチール製仮設物置
約14.58㎡



9.0

1.0

602-6

602-5

602-4

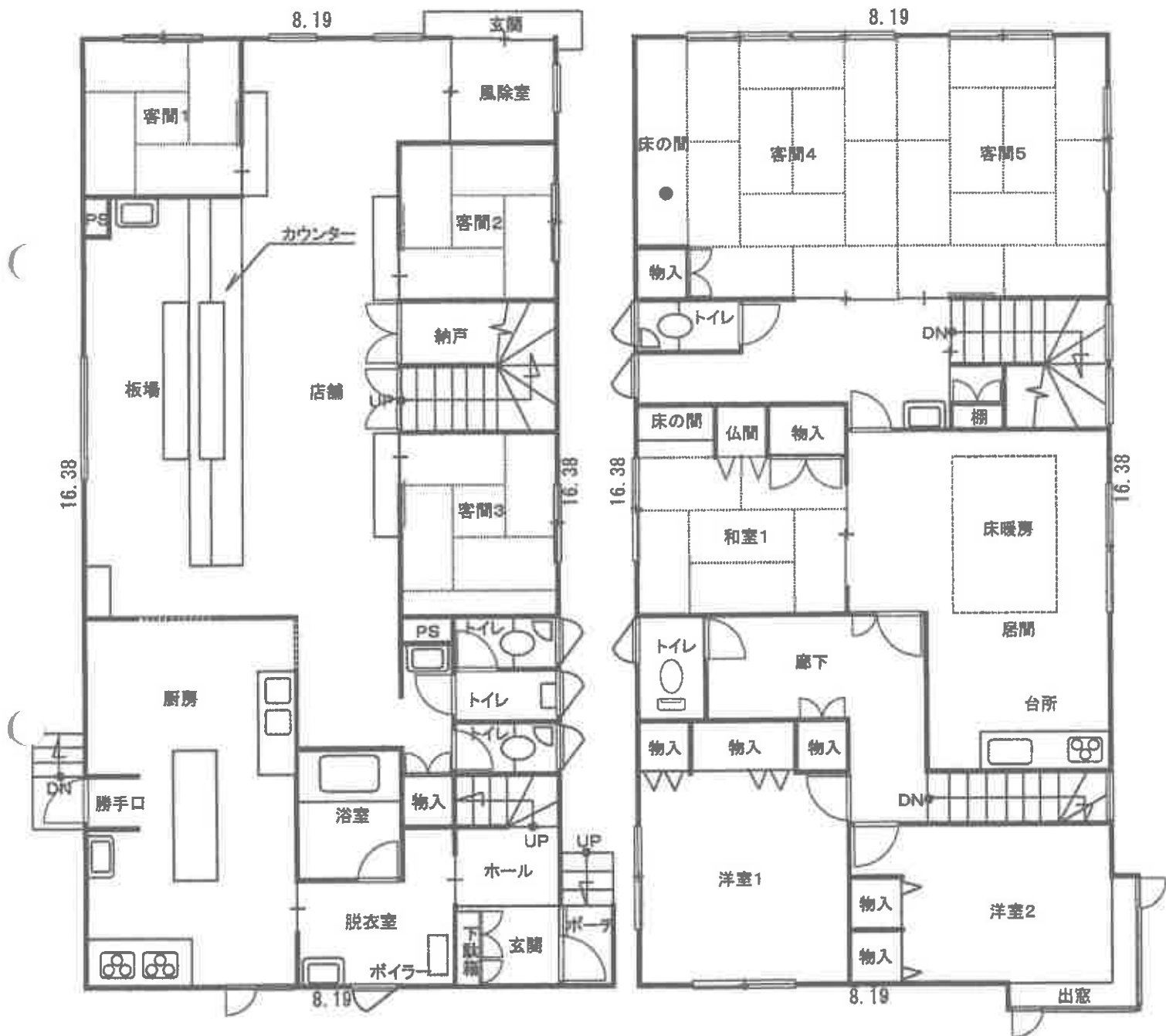
※土地辺長等は設計図等の数値であり、本図面は概略図であるため詳細は測量を要する。

建物間取図



1階

2階



※本件間取図は概略図であり、建具・設備等の形状等の詳細は現況を優先する。

縮尺 約1:100

1



本件建物の外観、本件各土地の形状

2



同上

3



1階店舗

4



1階板場

5



1階厨房

6



1階客間1

(10 枚目)

7



1階客間2

8



1階客間3

9



1階脱衣室及び洗面台

10



1階浴室

(12 枚目)

11



2階客間4

12



2階客間5

13



2階居間

14



2階台所

15



2階和室1

16



2階洋室1

17



2階洋室2

18



1階居間の床暖房

(16 枚目)

19



2階洋室1の壁クロスの亀裂

20



2階洋室2の出窓部分の劣化、カビによる窓枠の汚損

21



前同及び壁クロス剥離

22



2階洋室2の壁クロス損傷

23



スチール製仮設物置

令和7年(ケ)第2001号
令和8年3月13日現地調査
令和8年3月16日評価

旭川地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
奥 村 篤 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2,560,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 260,000 円
物件 2 (土地)	金 20,000 円
物件 3 (建物)	金 2,280,000 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1・2は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	紋別郡雄武町字雄武 602番3 宅地 225.00m ²	同左
2	所在地 地目 地積	紋別郡雄武町字雄武 603番2 宅地 24.50m ²	同左
3	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	紋別郡雄武町字雄武 602番地3、603番地2 602番3 店舗・居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 134.15m ² 2階 134.15m ²	同左
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位置・交通	雄武町役場の東方、道路距離約160m 最寄バス停「雄武役場前」（北紋バス）の南東方・道路距離約240m（別添「位置図」参照）	
付近の状況	雄武町役場の徒歩圏内に存し、国道「238号」の北東側背後に店舗・戸建住宅等が建ち並ぶ住商混在地域である。 周辺地域は空家や朽廃建物等が目立ち、商業繁華性は見劣りがする。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	近隣商業地域
	建蔽率	80%
	容積率	300%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	景観計画区域
		（詳細は雄武町役場まで）
画地条件	北東側間口約10m・奥行約25m、長方形の中間画地であり、登記合計面積は249.50㎡である。画地内については概ね平坦である。なお、南西側隣地とは高低差があり、南西側隣地側が若干高くなっているが、積雪により詳細は不明である。 また、目的物件の周辺の地盤については、液状化しにくい砂礫質台地である。但し、詳細は別途地質調査等を要する。	
接面道路の状況	北東側 幅員9.0m舗装町道「中通り」（建築基準法第42条1項1号該当）。当該町道と物件1・2は概ね等高で接している。	
土地の利用状況等	物件1・2は物件3の建物等の敷地として利用されている。 また、周囲は戸建住宅が建ち並んでいる。	
供給処理施設	上水道	あり（物件3の建物に接続されている。）
	ガス配管	なし
	下水道	あり（物件3の建物に接続されている。）
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装 目的土地の北東側一帯にアスファルト舗装が施されている。但し、舗装については、損耗等により特に経済的価値は認められない。 ・土壌汚染の可能性 オホーツク総合振興局環境生活課及び雄武町建設水道課によれば、過去～現在まで目的土地周辺には水質汚濁防止法、下水道法上の有害物質使用特定施設は存在していないとのことであった。 また、現地調査及び登記簿等による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。 但し、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 	

次頁に続く

<p>特 記 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財・地下埋設物の可能性 <p>北海道教育委員会の「北の遺跡案内」によれば、目的土地は埋蔵文化財包蔵地の指定を受けていない様である。</p> <p>また、目的土地について現地調査したところ、物件3の建物及びアスファルト舗装、仮設物置以外に建築の支障となる地下埋設物等の存在は視認できなかった。</p> ・位置関係等 <p>積雪等により、目的土地の周囲に境界石を確認できなかった。目的土地については、隣地建物及び工作物等を基に、公図、地積測量図、建物図面、道路台帳図等と照らし合わせて、現地でレーザー測量器、巻き尺等による概測により位置関係、面積等を特定した結果、概ね公図のとおりと思われるが、正確な範囲・位置等は実測を要する。</p> ・災害等の危険性について <p>北海道土砂災害警戒情報によると、目的物件は土砂災害警戒区域等に指定されていない。詳細は北海道ホームページ「北海道土砂災害警戒情報システム」等を要確認のこと。</p> <p>雄武町洪水ハザードマップによれば、目的物件は0.5m以上～3.0m未満の浸水想定区域に指定されている。詳細は雄武町ホームページ「防災マップ」等を要確認のこと。</p>
----------------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	<p>建築年月日：平成9年7月31日新築</p> <p>経過年数：約29年</p> <p>経済的残存耐用年数：約1年（既に経済的耐用年数が尽きていると判定）</p>
仕様	<p>構造：木造</p> <p>屋根：亜鉛メッキ鋼板葺</p> <p>外壁：サイディング貼り等</p> <p>内壁：ビニールクロス貼、石膏ボード等</p> <p>天井：ビニールクロス貼、石膏ボード等</p> <p>床：コンクリート敷、フローリング、畳、クッションフロア等</p> <p>設備：給排水設備、電気設備等</p> <p>その他：特になし</p>
床面積（現況）	<p>増築 なし</p> <p>床面積 1階 134.15㎡</p> <p>2階 134.15㎡</p> <p>延べ 268.30㎡</p>
現況用途等	<p>現況用途：店舗・居宅</p> <p>間取り：飲食店舗（客間・板場・厨房等）。居宅（3LDK）</p>
品等	<p>総合 平成9年に建てられた飲食店舗・居宅であり、需要は著しく限定される。</p> <p>使用資材 標準的な部材を使用しており、品等は普通程度。</p> <p>施工 外壁等に大きな損傷等はなく、施工の状態はこの種の飲食店舗・居宅としては普通程度。</p>
保守管理の状態	<p>大きな損傷等は見受けられないが、空き家につき保守管理の状態は劣る。</p>
建物の利用状況	<p>調査時点現在、家具等が大量に残置されたまま空き家の状態になっている。なお、近隣住民等によれば、令和4年5月頃から空き家の状態とのこと。また、占有関係等の内容については、現況調査報告書を参照のこと。</p>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設物置：土地建物位置関係図のとおり、物件3の南西側に隣接してスチール製仮設物置（約14.58㎡）が設置されているが、シャッターが一部損傷している。なお、可搬性があるため評価対象外とした。 ・1階：特に大きな損傷等は見られなかったが、寿司店を営業していたことから、板場が存する等、やや特殊な仕様になっている。 ・2階洋室1：南西側の窓近くの壁クロスに亀裂が生じている。 ・2階洋室2：出窓の汚損が目立つほか、壁クロスが剥離し、損傷も生じている。リフォームを要すると思われる。 ・居間に床暖房が設置されているが、再利用可能かどうか不明である。 ・設備：空き家のため設備全般について動作確認出来ず使用可能かどうか不明であり、再利用に際しては注意を要する。 ・上記を除き、建物全体的には経年相応の汚損、損耗等が見られる。

次頁に続く

特 記 事 項	・建築確認関係（確認申請：平成9年6月6日。番号：第187号。完了検査・検査済証の交付：平成9年12月10日。番号：第523号。～雄武町建設水道課建築係の資料による。）
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1・2)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	5,100	1.00	225.00	0.95	1,090,000
2	5,100	1.00	24.50	0.95	119,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地・基準地等との規準、比準価格〔類似地域所在の取引事例価格〕等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：概ね標準的・・・±0。

個別格差率～1.00と査定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物等の利用状況及び経過年数等を考慮し、-5%と査定した。

(2) 建物価格 (物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
3	230,000	268.30	0.10	6,171,000

ウ 現価率：既に経済的耐用年数が尽きているため、残価程度と査定した。

$$\text{減価修正 現価率} \\ (1-0.90) = 0.10$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ=ウ
1	1,090,000	0.30	法定地上権	327,000
2	119,000	0.30	法定地上権	36,000
			合計	363,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ、1(2) エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金 等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ÷カ
1	1,090,000	-327,000		0.50	0.70	—	260,000
2	119,000	-36,000		0.50	0.70	—	20,000
3	6,171,000	+363,000		0.50	0.70	—	2,280,000
一括価格 (合計)							2,560,000

ウ 占有減価修正：なし。

エ 市場性修正：市場性修正：下記の要因により需要者限定を伴い相対的市場性は著しく劣ると判断し、市場性修正率として0.50を乗じた。

- ・雄武町の店舗(寿司店)及び居宅であり、需要者が著しく限定されること
- ・土壌汚染、建物有害物質が存する可能性等に伴うリスク、費用負担等
- ・空家のため建物の老朽化等が激しく、リフォーム費用の負担リスク等があること
- ・建物設備が利用できない可能性等に伴うリスク、費用負担等

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価(敷金等)：なし。

第6 参考価格資料

地価調査基準地価格（雄武5-1）

所 在：紋別郡雄武町字雄武731番
価 格：5,100円/㎡
位 置：バス停「雄武役場前」の北東方、道路距離約270mに位置
価 格 時 点：令和7年7月1日
地 積：460㎡
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：北東側12.0m町道
用途指定等：商業地域（建蔽率80%、容積率400%）、準防火地域
地域の概要：小規模店舗等が建ち並ぶ海岸線沿いの商業地域

固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 992,250円
物件2 108,045円
物件3 5,343,233円

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 住宅地区
- 3 公図写
- 4 地積測量図写（A3→A4縮小）
- 5 建物図面写（A3→A4縮小）
- 6 道路台帳図（写）
- 7 上水道台帳図（写）
- 8 下水道台帳図（写）
- 9 土地建物位置関係図
- 10 建物間取図

以 上

位置図



S=1:25,000

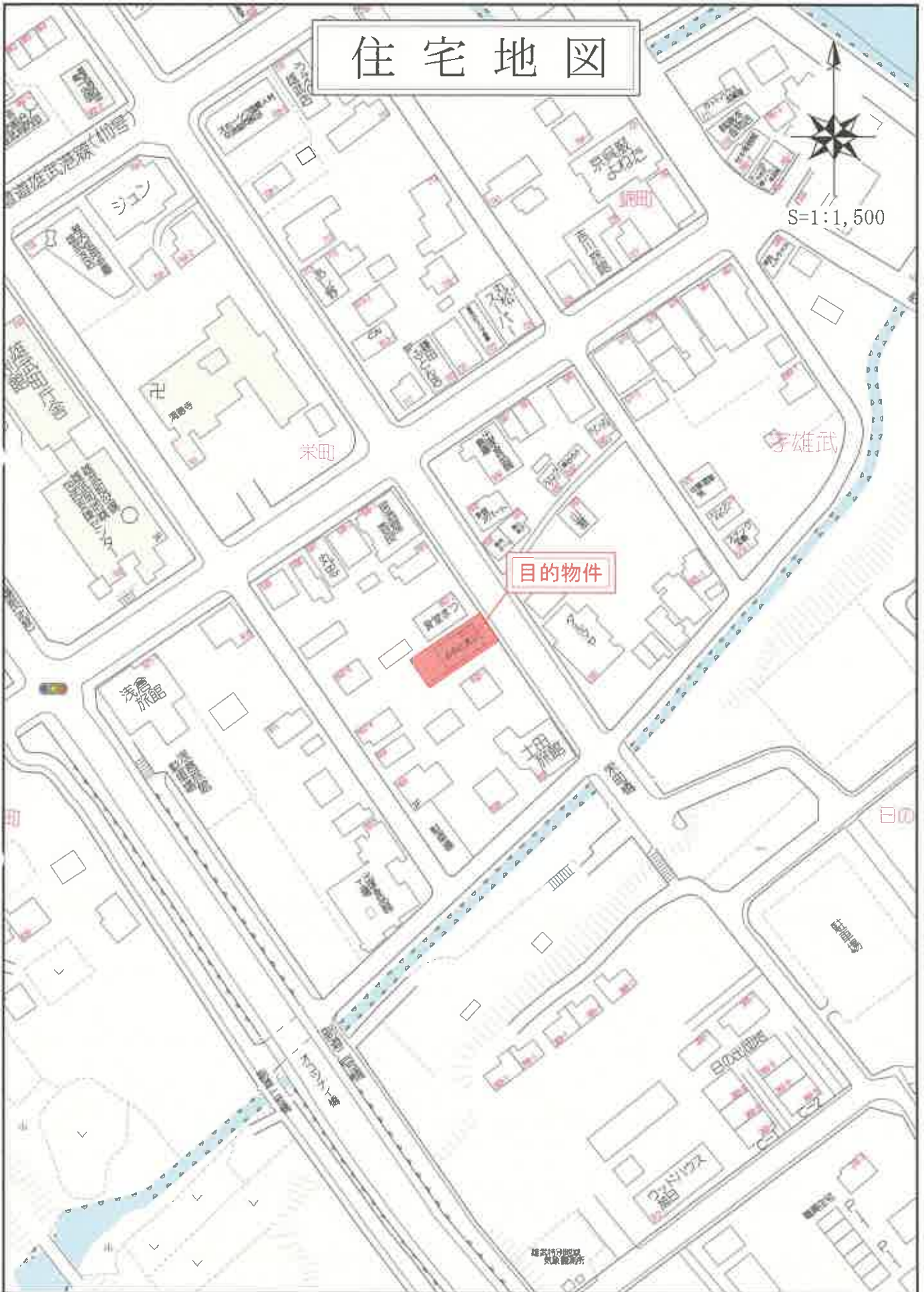


目的物件

標準地
東仲楽-1

国土地理院 地形図

住宅地図



目的物件

栄町

武雄

日野

日野

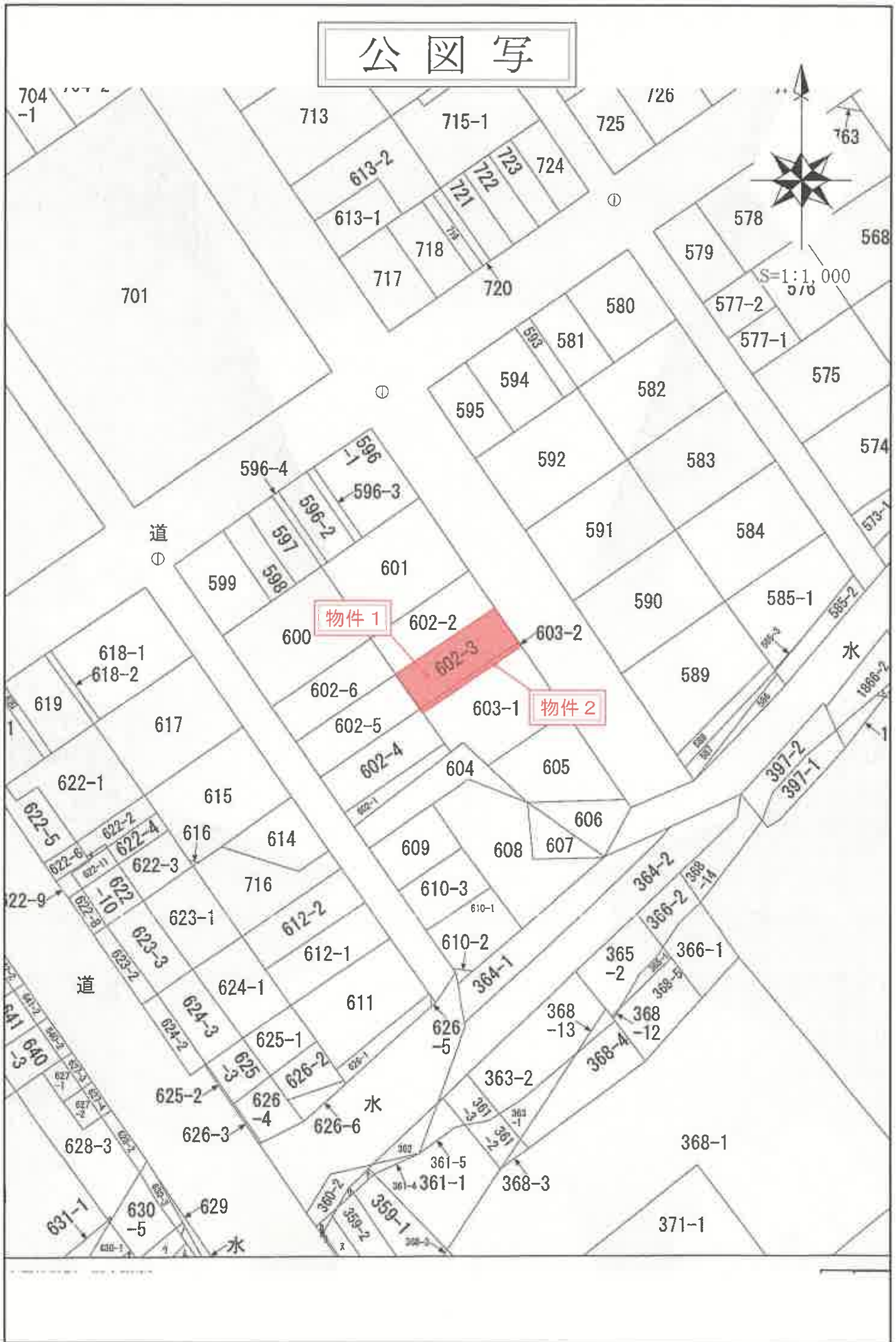
日野

日野

60 m

1:1500

写図公



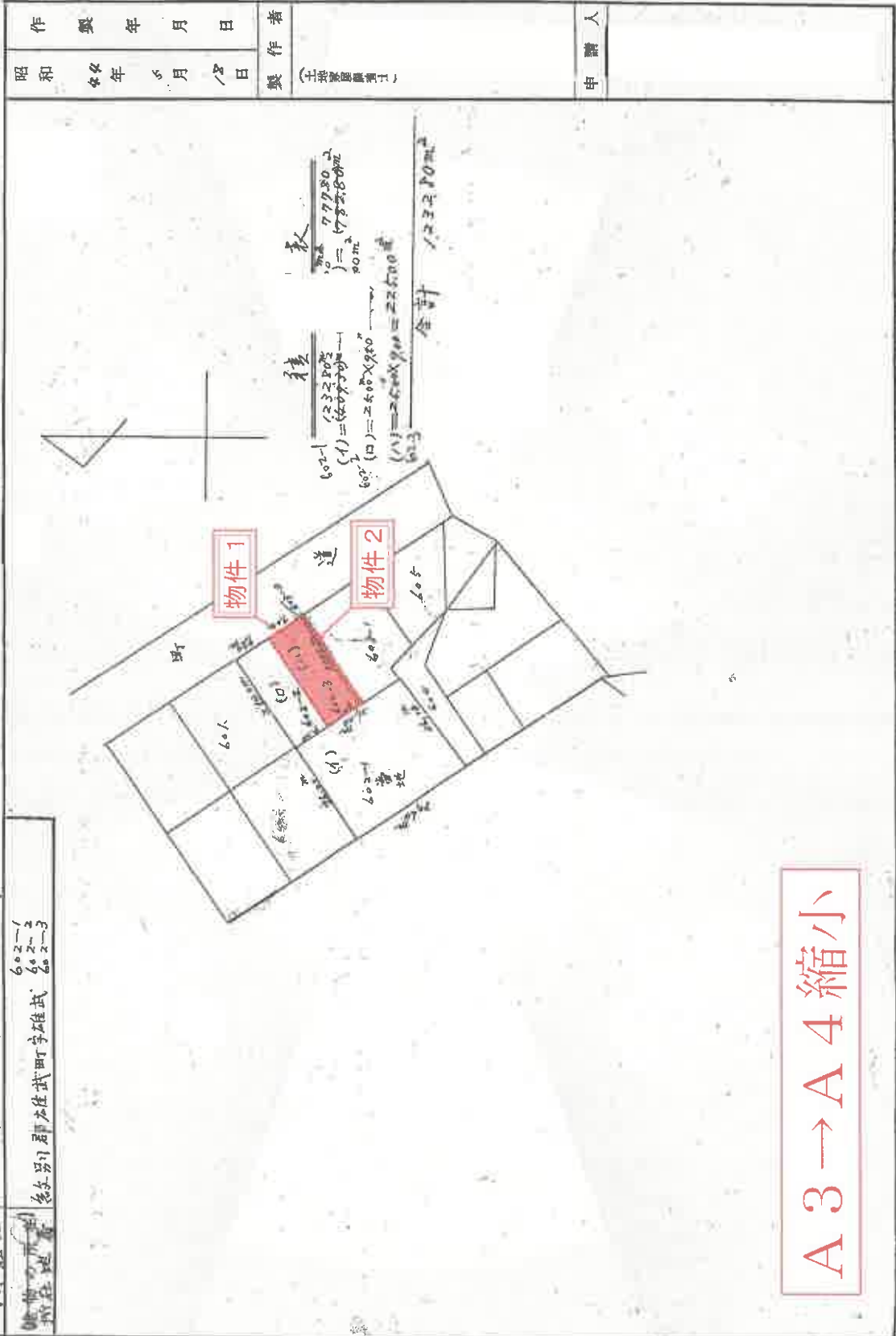
登記年月日：昭和44年6月2日

51078

土地分筆図

(建物平面図) (各階平面図)

宗地番号 607	所在地 石巻市西
建物所在地 602-1	登記簿番号 602-3
宗地 602-1	宗地 602-3



昭和44年6月2日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年12月1日 旭川地方支庁登記局

登記書

登記年月日：昭和44年5月10日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年12月1日 旭川地方建設局紋別支局 登記官

雄武町

急別川郡雄武町字雄武 603-2 第2地

建物

平面図

土地分算図

51080

昭和44年4月22日
製作年月日

作
申請人

昭和44年5月10日



積算表

603-2 (1) $1.00m \times 24.50m = 24.50m^2$
 (2) $1.07 = 4.09.30 - 24.50 = 384.80m^2$

合計 409.30m²

A3 → A4 縮小

縮尺 1/100

(全国土地家屋調査士用紙)

請求番号：1-4

登記年月日：平成9年8月5日

13539

建物各階平面図

家屋番号
602-3

建物の所在
紋別郡雄武町字雄武602番地3、603番地2

1階2層(各種間型)



求積 8.19 × 16.38 = 134.1522
床面積 1階 134.15㎡
2階 134.15㎡



A3 → A4 縮小

作製者
土地家屋調査士

縮尺
1/250
9年8月4日(作製)

申請人

縮尺
1/500

(旭川土地家屋調査士会統一用紙)

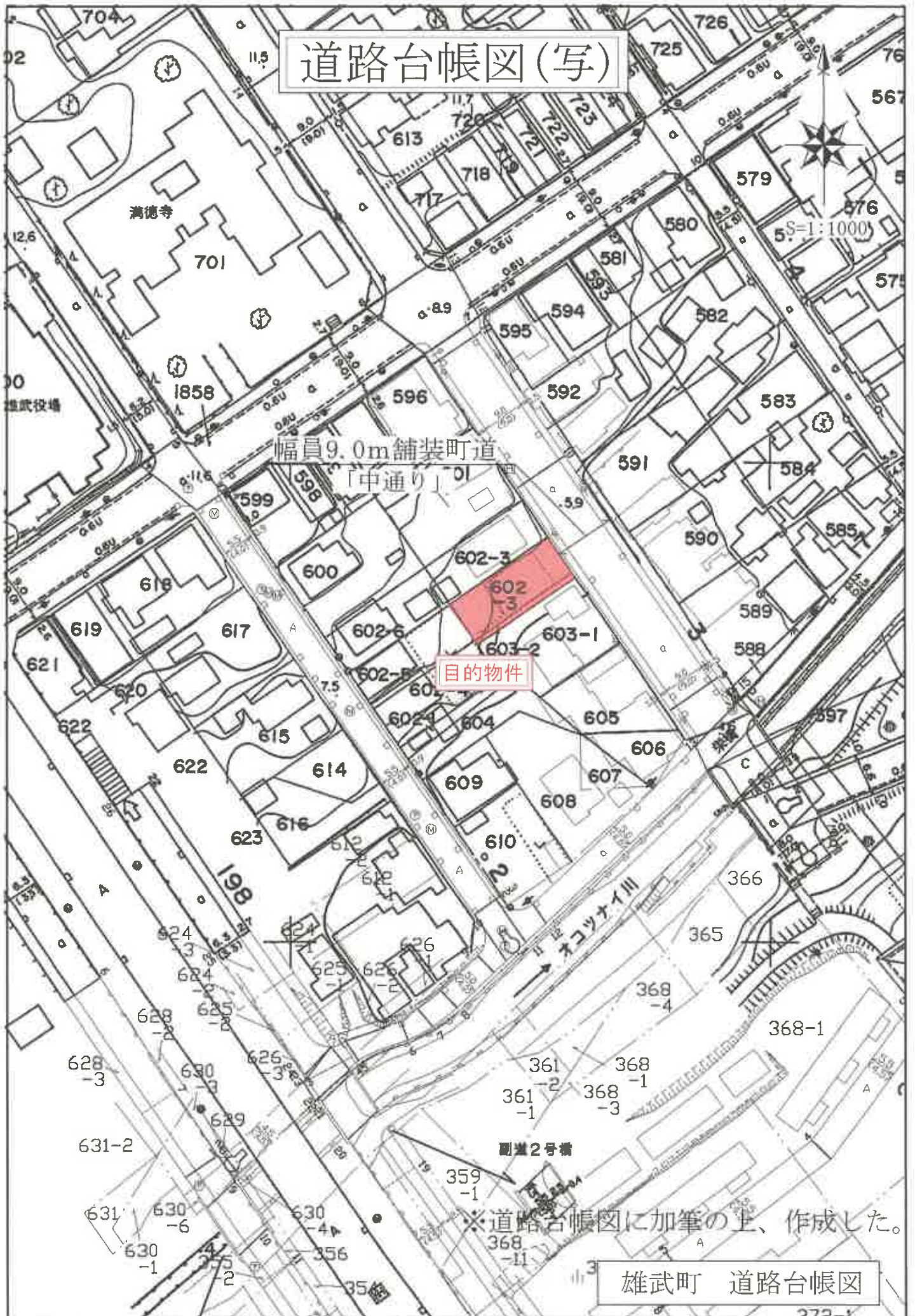
97-1 No 00732

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年12月1日 旭川地方支務局紋別支局 登記官

登記官

請求番号：1-3

道路台帳図(写)



幅員9.0m舗装町道
「中通り」

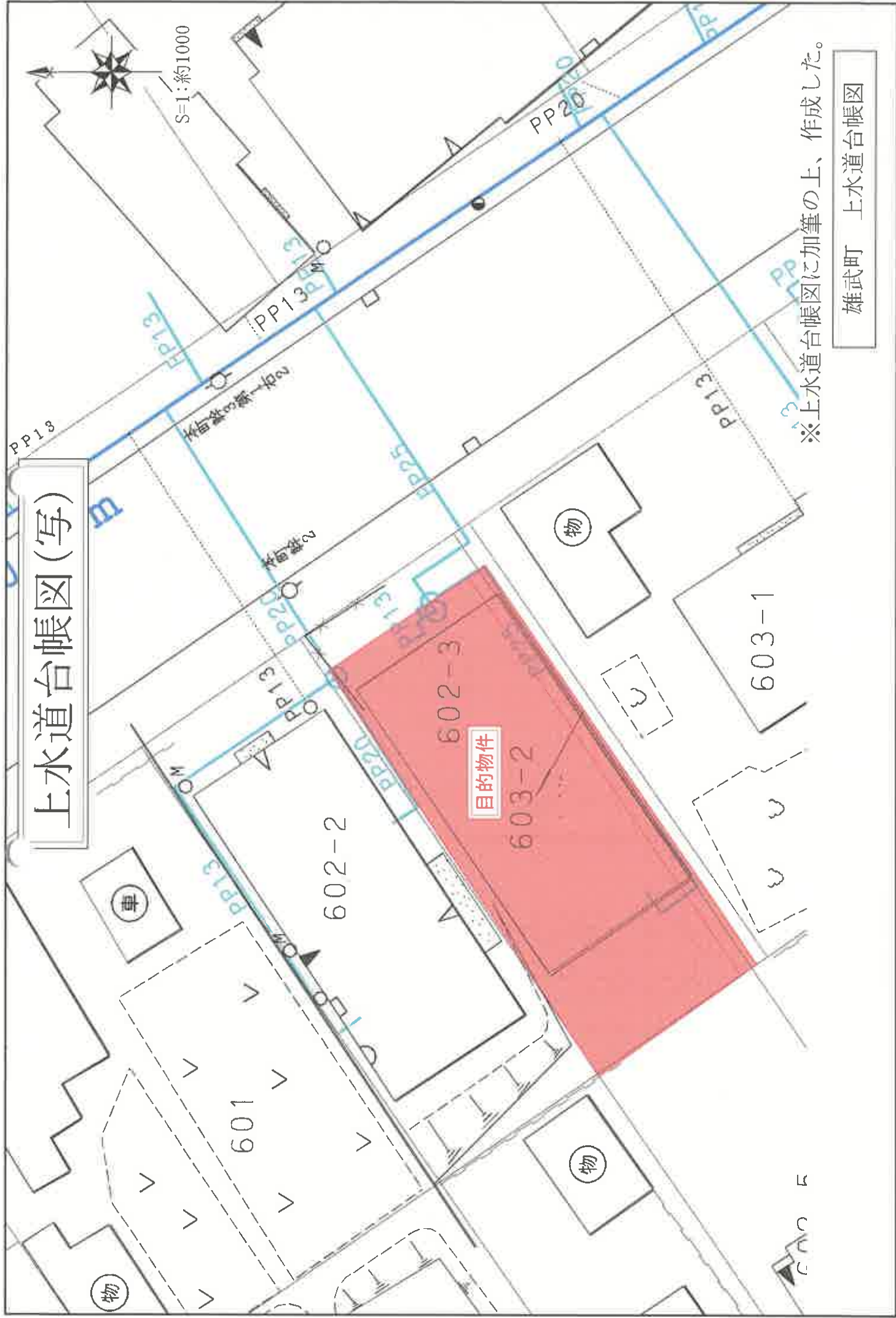
目的物件

副道2号橋

※道路台帳図に加筆の上、作成した。

雄武町 道路台帳図

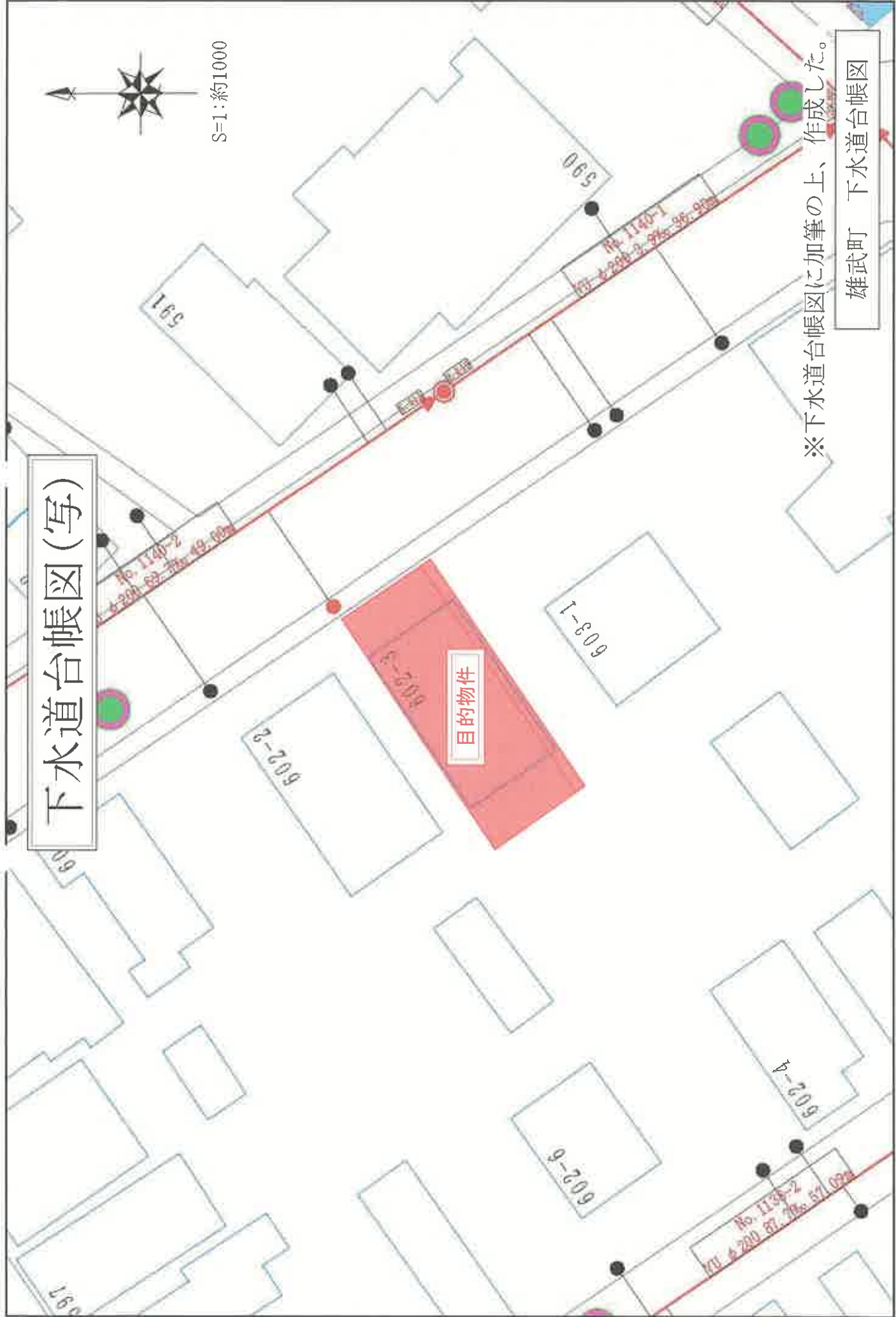
上水道台帳図(写)



※上水道台帳図に加筆の上、作成した。

雄武町 上水道台帳図

下水道台帳図(写)



S=1:約1000

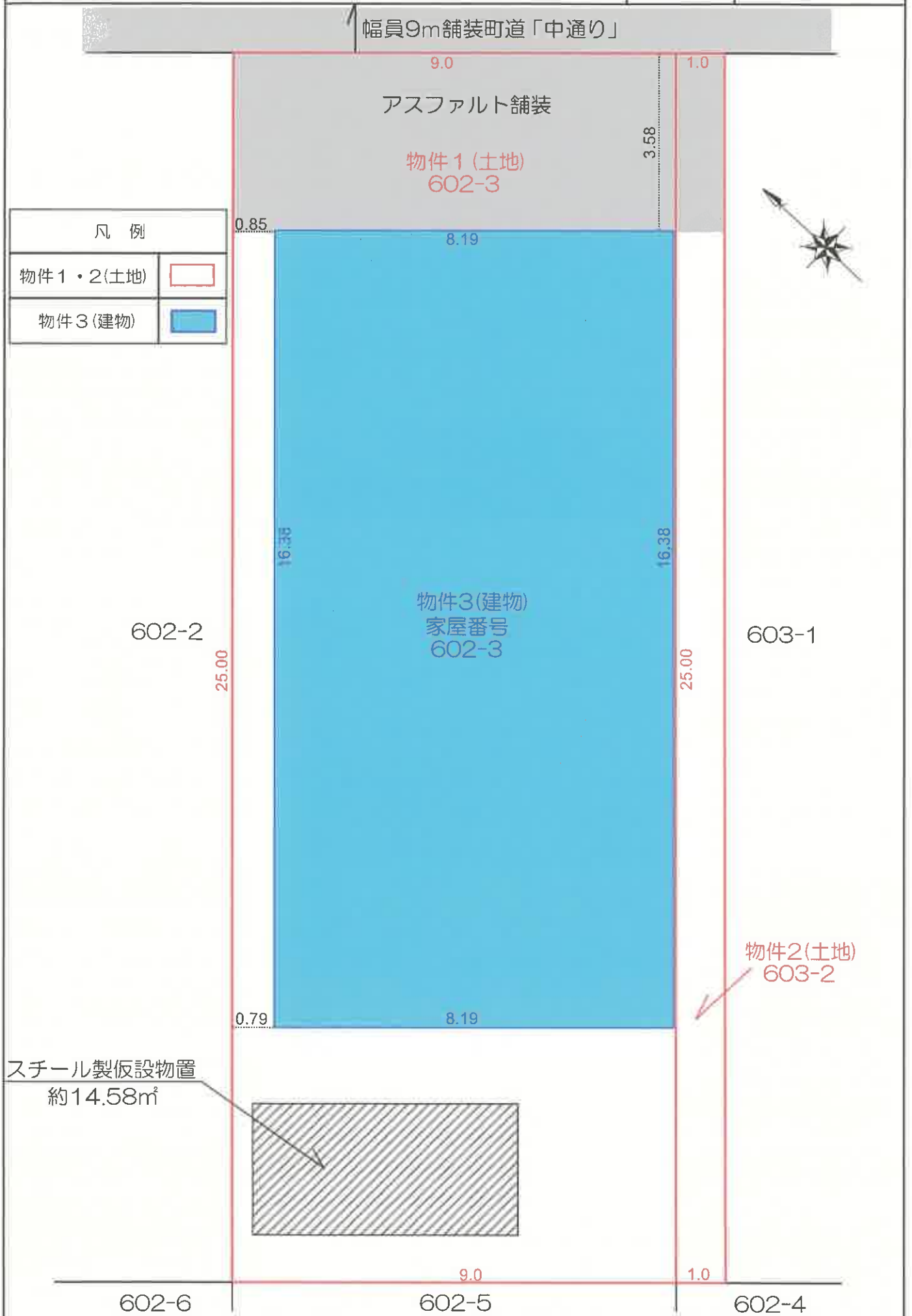
※下水道台帳図に加筆の上、作成した。

雄武町 下水道台帳図

《土地建物位置関係図(概略)》

縮尺

約1:100

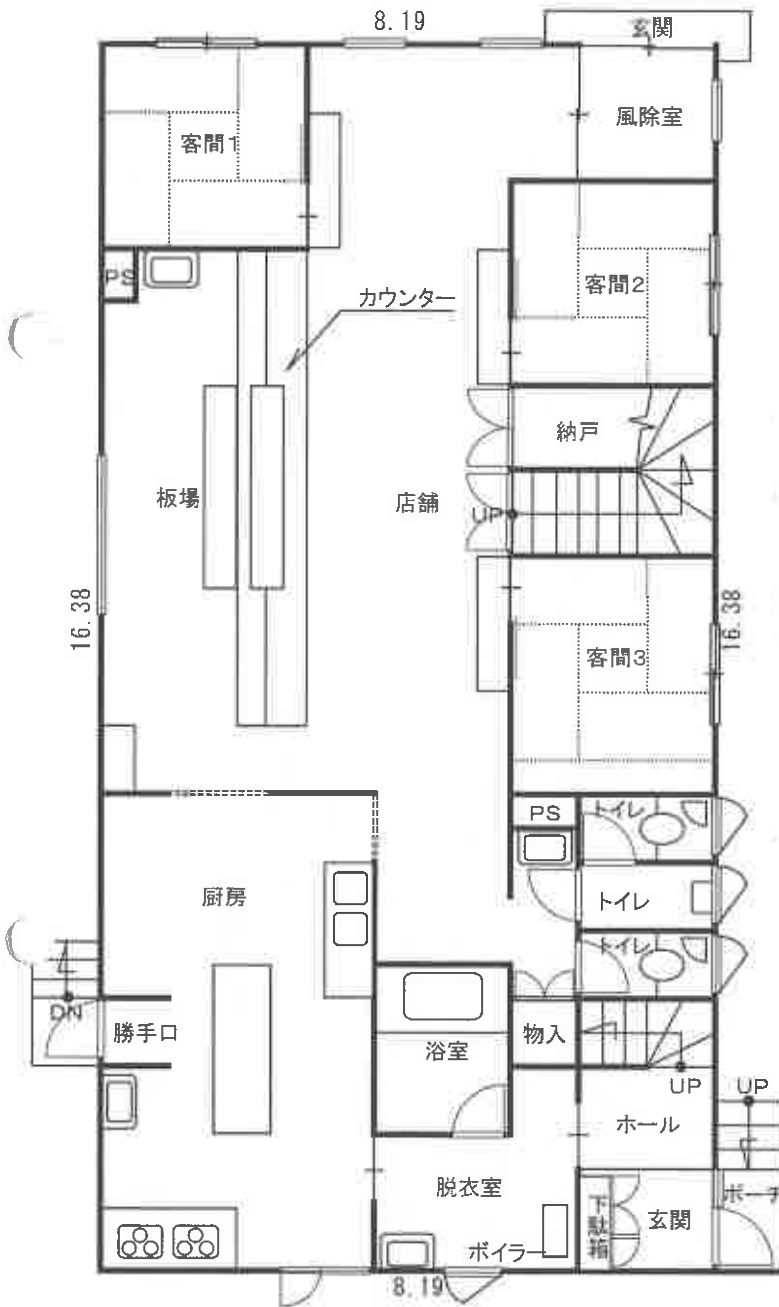


※土地辺長等は設計図等の数値であり、本図面は概略図であるため詳細は測量を要する。

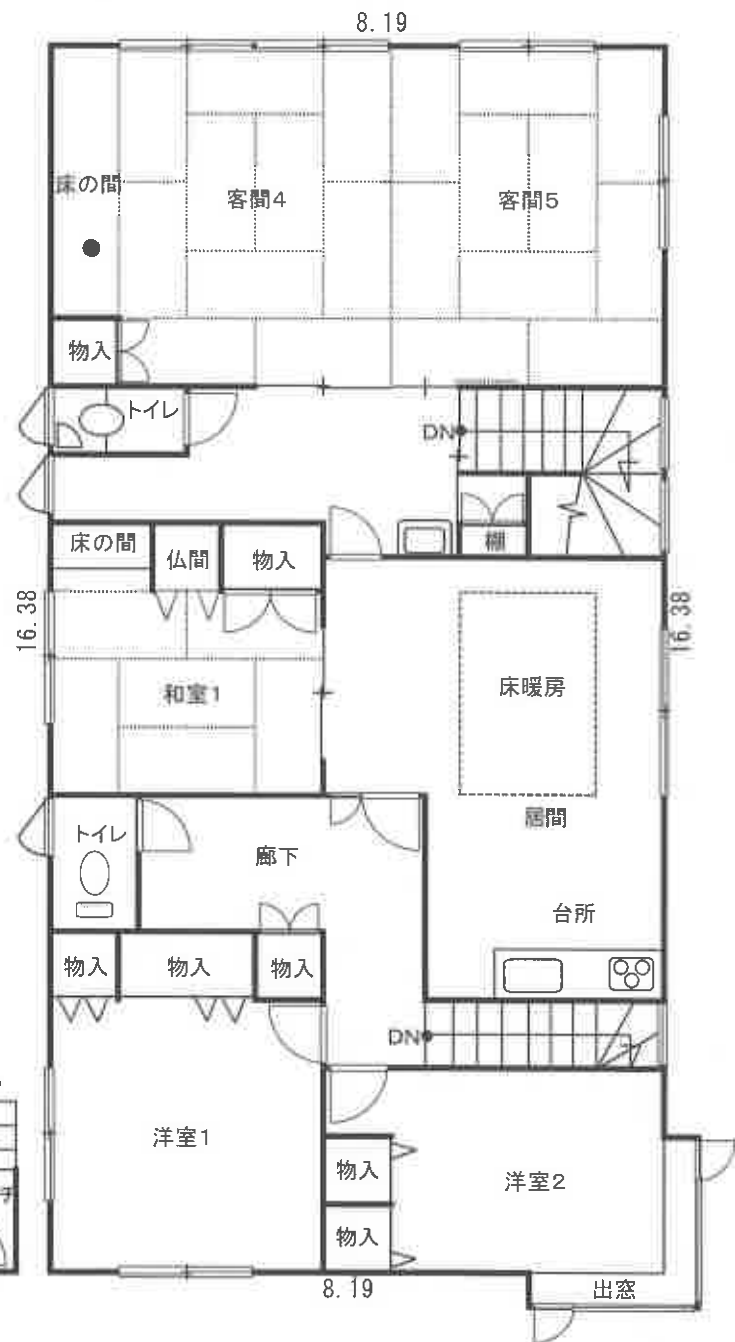
建物間取図



1階



2階



※本件間取図は概略図であり、建具・設備等の形状等の詳細は現況を優先する。

縮尺 約1:100